

国際刑事裁判所(ICC)と国際刑事弁護士会(ICB)

日本弁護士連合会国際室囑託 鈴木 雅子 *Suzuki, Masako*

1 国際刑事裁判所(ICC)と国際刑事弁護士会(ICB)とは

国際刑事裁判所(ICC)とは、国際刑事裁判所ローマ規程(2002年7月1日発効)に基づく国際機関で、重大な非人道的行為、具体的には、集団殺害罪(ジェノサイド)、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略に対する罪を犯した個人の責任を裁くための史上初の常設裁判所です。現在、コンゴ民主共和国、ウガンダ共和国、及びスーダン共和国ダルフル地方の事態について捜査が進められています。2005年12月現在の締約国は100カ国ですが、日本は現在までこのローマ規程に批准・加入していません。日弁連は、2002年6月21日付け理事会で、国際刑事裁判所への日本の積極的参加を求めています。

国際刑事弁護士会(ICB)とは、このICCにおいて活動する弁護士を代表する団体としてICCの活動を支えること、ICCにおける弁護士の役割(これには被疑者・被告人の弁護人の役割と被害者の代理人の役割の双方が含まれます。)と独立性を向上させること等を目的として2002年6月に設立された国際NGOです。日弁連は、2002年8月に、ICBの団体会員となっています。

2 ICB2005年理事会・総会とICC締約国会合

このICBの2005年理事会及び総会が、2005年11月25日から27日までオランダのハーグで開かれ、日弁連はこれに代表団を派遣し、私も団員として参加させていただきました。また、その後に開かれたICCの締約国会合(日本はオブザーバーとして参加)も一部傍聴をしてまいりました。

今回のICB理事会・総会及びICC締約国会合の主要テーマの一つが、締約国会合で採択予定の専門家行為規範(弁護士倫理)でした。特に問題となっていた報酬分割の問題は、通常の弁護士業務とも問題意識が重なりますので、以下若干のご紹介をさせていただきます。

報酬分割の問題とは、ICC側が示した専門家行為規範案において、弁護士が受け取る報酬につき依頼者から依頼者やその家族と分割することの申し出があった場合には、書記局長への報告を義務づけることとされたという問題です。これについては、依頼者との間の守秘義務や秘匿特権を侵害し、守秘義務を定めたローマ規程に反するのみならず、自国で定められている守秘義務違反にもなるものであるとして、ICBのみならず、ヨーロッパ弁護士会評議会(CCBE)、アメリカ弁護

士協会(ABA)などが反対を繰り返し表明してきました。ICBの理事会及び総会でもこの問題が再び話し合われ、ICBとしては依頼者と弁護士に報酬分割を行わないという宣誓書の作成を義務づけるかわりに、通報義務の規定は削除するという提案を締約国会合に対して行うこととなりました。その後、この問題はICC締約国会合の法的代理に関する委員会で検討され、イタリア政府代表がICBの提案内容を自らの修正案として提案し、議論の結果イタリア修正案が採択されたとのことです。報酬分割自体は日本では問題となっていないませんが、ゲートキーパー問題など弁護士への規制を強化しようとする傾向が一部にある中にあることは、このような規制を弁護士の力で導入させない努力が効を奏していることは注目に値すると思われる。

3 ICC書記局長訪問

その後の2005年12月には、ブルーノ・カタールICC書記局長が来日され、日弁連とも会合を持ちました。カタール氏のお話はICCの活動全般に及ぶものでしたが、その中で、カタール氏が質の高い司法のためには質の高い弁護が必要であり、そのために、費用面、情報・設備へのアクセス面、他国との協定で規定される権限面で、弁護側と検察側が対等となるように注意を払っている旨述べられました。この点は、日本の刑事司法にとって示唆的であるように思われ、特に印象に残りました。

4 ICB2007年拡大理事会・特別総会

少し先になりますが、日弁連では、来年の2007年5月18日・19日、クレオにて、ICBの拡大理事会兼特別総会と国際刑事セミナーを開催する予定です。この開催が、日弁連がかねてから求めている日本のICC加入のはずみとなるだけでなく、国際刑事弁護というあまり馴染みのない、しかし極めて重要な問題に関心を持っていただく機会となれればと考えています。また、ICBには、国際刑事のみならず自国で刑事弁護を行っている弁護士の貴重な交流の場ともしたいと考えております。みなさまの積極的なご参加をお待ちしています。



ICC締約国会合会場前にて

このコラムで採りあげたいテーマその他ご意見は international@nichibenren.or.jp までお寄せ下さい。